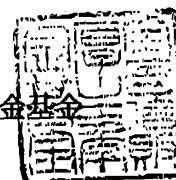


平成18年5月1日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

全国信販厚生年金基金



「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い(案)」
に対する意見について

平成18年3月16日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告公開草案第21号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い(案)」について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 平成16年の厚生年金保険法改正によって、厚生年金基金を設立している企業が基金の代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなり、企業の代行部分に対する責任が根本的に変化した。
このため、早急に退職給付会計基準における代行部分の取り扱いを見直すべきである。
2. 具体的には、退職給付会計における代行部分の債務を最低責任準備金とすべきである。
また、現行の退職給付会計の枠組みで取り扱うことが難しいのであれば、代行部分を対象から除外する方法により、企業の負担の実態を反映したものとすべきである。
3. 以上のことから、本公開草案に対して強く反対する。
また、厚生年金基金の代行部分についての取り扱いの早急な見直しを強く要望する。

以上